第1 審査会の結論

富山県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書非開示決定処分(令和4年4月19日付け人第17号。以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和4年4月7日付けで、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

富山県庁(富山市新総曲輪にある事業場)について、(1)令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場に選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料及び(2)令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場に選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求について、対象公文書を保有していないことを理由として、 条例第11条第2項の規定により本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年5月14日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

対象公文書の開示を求める。

2 理由

(1) 産業医の巡視について

労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第 13 条第1項により、「事業者は、(中略) 医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 15 条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされているため、開示の対象期間とした令和3

年4月1日から6月30日までの間に、満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、少なくとも1件以上の巡視結果にかかわる資料があってしかるべきである。

よって、対象期間に産業医による作業場等の巡視の記録が作成されておらず保存されていないとすれば、富山県文書管理規程第3条に定める「事務及び事業に係る意思決定、実績の確認その他の事務処理については、文書を作成し、又は取得して処理することを原則とする。」ことから逸脱している。

以上から、対象文書が存在しないとする本件処分及び「開示をしない理由」の提示は安衛法及び安衛則の規定に違反しているか、又は、公文書の記録の観点から不合理であるから、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、公文書を開示するとの裁決を求める。

(2) 衛生管理者の巡視について

安衛法第12条第1項では、「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、(中略)その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。」とされている。

安衛則第11条において、衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視することとされており、開示の対象期間とした令和3年4月1日から6月30日までの間には、4月4日日曜日から6月26日土曜日までに満12週あるため、12件の対象文書が存在するはずである。

以上から、対象文書が存在しないとする本件処分及び「開示をしない理由」の提示は安衛法及び安衛則の規定に違反しているか、又は、公文書の記録の観点から不合理であるから、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

産業医、衛生管理者は、労働安全衛生法、同施行令に基づき、事業者が選任することになっている。常時50人以上の労働者を使用する事業場には、産業医を1名以上選任し、産業医は少なくとも毎月1回作業場を巡視し、運用方法、または衛生状態に有害のおそれがあるときは、必要な措置を講じることになっている。衛生管理者は少なくとも週1回作業場を巡視し、設備、作業方法、衛生状態を確認し、労働者の健康管理を行うこととされている。県では法令に基づいて、産業医、衛生管理者を本庁と出先機関にそれぞれ選任している。

産業医、衛生管理者の職場巡視については、これまで毎年、新年度に入ってから産業医、衛生管理者を選任し、職場巡視で重点的に見るフロアや立ち入りする作業場について年間の計画を立て、その計画を6月の衛生委員会で審議し、翌月の7月から月1回実施していた。このため、審査請求人が求める令和3年4月1日から6月30日までの間は、産業医、衛生管理者の職場巡視を実施していないため、本件処分において、請求に係る公文書を保有していないことを理由として非開示決定を行った。

なお、今回の開示請求があったことから改めて法令を確認し、産業医の職場巡視について

は、今年度は4月から毎月1回実施している。また、衛生管理者の職場巡視については、これまで産業医の職場巡視に合わせて月1回実施していたが、今年度は5月から週1回行っている。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

実施機関の弁明書及び当審査会において、富山県経営管理部人事課の職員に対し、意見 聴取を行ったところ、実施機関は労働安全衛生法に基づいて、産業医の職場巡視につい て、少なくとも毎月1回以上、衛生管理者の職場巡視については、少なくとも毎週1回行 うべきところ、これまで4月から6月は実施せず、6月に策定した年間計画に基づき、例 年7月以降に産業医と衛生管理者の職場巡視を併せて毎月1回行っていたとのことであっ た。

本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の説明に、特段不自然な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年9月2日	実施機関から諮問書を受理
令和5年1月12日 (第188回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	• 審議
令和5年2月17日	・答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現職等	備考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	

神山智美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西田隆文	高岡商工会議所専務理事	